

○岡山市保育士・保育所支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市で保育士の人材確保対策の推進を図るため、岡山市保育士・保育所支援センター（以下「支援センター」という。）において実施する事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、岡山市とする。

(事業内容等)

第3条 市は、事業の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市内の認可保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）に関する募集採用状況の把握
- (2) 保育士の資格を持ちながら、保育所、認定こども園、その他の施設（以下「保育施設等」という。）で就労していない者（以下「潜在保育士」という。）の保育所等への就労に関する相談及び支援
- (3) 保育施設等で就労した経験のある保育士の再就職への相談及び支援
- (4) 保育施設等に勤務する保育士及び保育士の資格の取得を希望する者からの相談等

(職員等)

第4条 支援センターには、担当職員を1名以上配置する。

- 2 市は、事業を実施するため、事務局を岡山っ子育成局 保育・幼児教育課内に置く。

(事業実施方法)

第5条 事業の実施については、次に掲げるところによる。

- (1) 市内の保育所等から保育士の求人情報を収集し、整理する。
- (2) 潜在保育士を発掘するための広報活動を行い、人材の登録業務を行う。
- (3) 保育所等への再就職希望者に対し、最新の保育事情等、現場復帰に必要な情報提供を行うとともに、研修会や職場体験を実施する。
- (4) 保育士や保育士資格に関する相談窓口を開設する。

(休日)

第6条 事業の休日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 12月29日から12月31日まで
- (2) 1月1日から1月3日まで
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 土曜日及び日曜日

(費用)

第7条 市長は、事業の実施に当たって、経費にかかる実費を利用者から徴収することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成26年6月2日に施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成27年6月17日に施行し、平成27年4月1日から適用する。